

総合福祉部会・速報

(財) 全日本ろうあ連盟

第15回総合福祉部会

日時：2011年6月23日（木）13：00～17：00

会場：厚生労働省低層棟・講堂

第16回総合福祉部会

日時：2011年7月26日（火）13：00～17：00

会場：厚生労働省低層棟・講堂

第17回総合福祉部会

日時：2011年8月9日（火）13：00～17：00

会場：厚生労働省低層棟・講堂

会議情報・資料・動画配信について（厚生労働省HPのリンク）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/index.html>

1. 主な内容

(1) 第15回部会－各作業チームからの報告と、報告に対する厚生労働省コメントの説明、質疑応答

主な厚生労働省コメント（資料17より）

3. 「地域生活の資源整備」部会作業チーム報告書（P13）

○ コミュニケーション・移動支援におけるシームレスな支援と格差の解消

- ・ 通勤・通学などにおけるシームレスな（継ぎ目のない）移動支援、失語症や記憶障害などの重い言語障害のある人に対してコミュニケーション支援、盲ろう者へのパーソナル・アシスタンス制度を参考にした支援のあり方を検討するべきである。

↓

【厚生労働省コメント】（P14）

- ・ パーソナル・アシスタンスについては、（中略）介護時間や内容・方法を定める際の客観性・透明性・公平性をどのような形で担保するのか慎重な検討が必要と考えられます。また、サービスの質の確保や、利用者とサービス提供者の関係性等について、検討が必要と考えられます。
- ・ 移動支援やコミュニケーション支援については、地域で柔軟に複数の者へのサービスも含めて実施できる地域生活支援事業の活用や、合理的配慮の議論を踏まえた支援の範囲について、更に検討が必要と考えられます。

4 「利用者負担」部会作業チーム報告書（P20）

○ 障害者自立支援法及び応益負担廃止後の負担のあり方

- ・ 障害のない人との対等・平等を保障するためには、障害のある人の日常生活や社会生活に対する支援は、公的支援とし、利用料は無料とすべきである。

※ 障害に伴う必要な支援として、6つの分野に整理

- ① 相談や制度利用のための支援
- ② コミュニケーションのための支援
- ③ 日常生活を送るための支援や補装具の支給
- ④ 社会生活・活動を送るための支援（アクセス・移動支援を含む）
- ⑤ 労働・雇用の支援
- ⑥ 医療・リハビリテーションの支援

↓

【厚生労働省コメント】（P21）

- 平成22年4月から、低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービスに係る利用者負担を無料としています（障害福祉サービスを利用する障害者のうち、85.8%の利用者が無料でサービスを受給。また、総費用額に占める利用者負担額の割合は、0.39%。（平成23年2月））。
- また、平成22年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、利用者負担については、応能負担を原則にすることとされています。
- これを更に負担能力がある方まで無料とすることについては、医療や介護をはじめ、他の法律や制度との整合性が求められると考えられます。障害のある方についての支援のみ全て無料とすることについては、国民的な議論が必要と考えられます。

(2) 第16回部会－「障害者総合福祉法（仮称）骨格提言」素案についての審議

骨格提言素案（部会当日提案分）

- I. 総合福祉法（仮称）の骨格提言
 - 2. 障害（者）の範囲
 - 3. 選択と決定（支給決定）
 - 4. 相談支援
 - 5. 権利擁護
 - 6. 支援（サービス）体系
 - 7. 利用者負担
 - 8. 報酬と人材確保
 - 9. 地域生活の資源整備
 - 10. 地域移行

①西滝委員提出意見が反映された箇所

- 4. 相談支援 【表題】相談支援機関の設置と果たすべき機能について
 - ・総合相談支援センターの規模と役割

【説明・追加】

総合相談支援センター職員配置基準に手話通訳士資格者やろうあ者相談員等を入れる。

- 6. 支援（サービス）体系 【結論・修正】

・コミュニケーション支援は、支援を必要とする障害者に対し、社会生活の中で行政や事業者が対応すべき必要な基準を設け、その費用は無料とする→求めない。

- 7. 利用者負担 【説明・追加】

(3) 障害に伴う必要な支援

- ②コミュニケーションのための支援～手話、点字、指字、「要約筆記」等のほか、
(後略)

②その他、特筆項目

- 3. 選択と決定（支給決定）【表題】支給決定の在り方－



【説明・追記】 さらに、支給決定のプロセスにおいても、障害者の希望に応じてコミュニケーション支援を提供することが求められる。

● 4. 相談支援 【説明・追加】

(3) 相談支援専門員の業務

・相談支援専門員は、具体的には以下のような業務内容を担う。

- ① 利用者の包括的なニーズを把握する。とくに、聴覚、視覚障害、知的障害のある人などの意思疎通や情報を知ることの難しさを抱える人向けに、相談支援事業者の所在地や相談方法（誰に、どのようなことを、どのように相談できるか）などについて、情報提供を十分に行う。

● 7. 利用者負担

【結論・修正】

障害に伴う必要な支援は、無料→原則無償とすべきである。

【結論・追加】

- ただし、高額な収入のある者等には、収入に応じた負担を求める。

(3) 第 17 回部会－「障害者総合福祉法（仮称）骨格提言」素案（追加部分）、及び素案（第 16 回部会提案分）の修正版についての審議

骨格提言素案（追加部分）

I. 総合福祉法（仮称）の骨格提言

1. 法の理念、目的、範囲

II. 新法制定と実現への道程

1. 旧法から自立支援法の事業体系への移行について y h

2. 障害者総合福祉法と基金事業について

3. 新法準備に当たってのその他の課題

4. 財政のあり方

(1) 障害福祉への支出を OECD の平均水準以上に

(2) 長時間介護などの地域生活支援のための財源措置

III. 関連する他の法律や分野との関係

1. 医療

2. 障害児

3. 労働と雇用

4. その他

おわりに

①西滝委員提出意見が反映された箇所

○他の法律（分野）との関係

Ⅲ-2 「障害児」

2. 学校教育法関係

【表題】 寄宿舎

【説明】（下から2行目～）…手話等の取得には一定の集団形成が必要であるという指摘があることから、寄宿舍のあり方を検討する際にはこの点を考慮する必要がある。

Ⅲ-3「労働と雇用」

【表題】 就労合同作業チームの検討課題についてフォローし、
実現化をめざすための検討体制の整備

【結論】 ○推進会議のもとに就労部会または就労検討チームを設置
…そのメンバーは経済団体、…障害当事者団体、及び地方公共団体等から構成する。

②その他、特筆項目

○コミュニケーション及び高齢者関連

I-1「法の理念・目的」

【表題】 地域で自立した生活を営む基本的権利

【結論】

地域で自立した生活を営む権利として、以下の諸権利を本法において確認すべきである

3 障害者は、自ら選択する言語（手話など非音声言語を含む）及びコミュニケーション手段を使用して、市民として平等に生活を営む権利を有し、そのための情報・コミュニケーション支援を受ける権利が保障される旨の規定。

…情報・コミュニケーション支援を受ける権利が保障される旨の規定

【表題】（総合福祉法と）介護保険との関係及び
65歳時点での具体的措置について

○他の法律（分野）との関係

Ⅲ-3「労働と雇用」

【表題】 雇用施策の対象とする障害者に就業上必要な支援を認定する仕組み

【結論】 障害者雇用率制度に基づく雇用義務の対象を、あらゆる種類の障害者に広げる。

【表題】 障害者雇用率制度および納付金制度の見直し

【説明】 のところで障害者雇用納付金制度を
障害者自身が申請できる必要であることが明記された。